会派視察 • 研修報告書

会派名 市民クラブ

代表者名 若尾敏之

| 1 月 に ち | 令和7年8月4日(月) 13時30分~16時00分 |
|-------------|---|
| 2 視 察 先 | 研修名:「地域の足」が無くなる?交通空白解消セミナー |
| 研修名、主催者及び会場 | 主催者:地方議員研究会 会場:リファレンス西新宿大京ビル2階 |
| 3 参 加 者 | 若尾敏之 |
| | ~地域からバス、電車、タクシーが無くなる? |
| 4 調査研修の | 今地方議員が取り組むべき課題~ |
| テーマ | 「交通空白」と地域公共交通の役割 ② |
| 5 主な内容 | ①地域公共交通活性化再生法 |
| | ・地域公共交通関連の法制度の変遷 |
| | ・地域公共交通会議と法定協議会 |
| | ・2020年法改正の概要 |
| | ・地域公共交通利便増進事業の概要 |
| | 路線バスの競合 |
| | ・独占禁止法の適用除外 |
| | ・共同経営の実施事例〔熊本市〕 |
| | ・地域旅客輸送サービス継続事業の概要 |
| | ②活性化再生法から地域交通法へ 2023年 |
| | ・地域交通法(呼び方も変わりました)の改正 2023年 |
| | ・JR西日本ローカル線の利用状況の公表 |
| | ・ローカル鉄道の再構築のイメージ |
| | ・ローカル鉄道の再構築に関する仕組み |
| | ・エリアー括協定運行事業による主体的なサービス設計 |
| | ・委託方法と役割分担の見直し〔松本市〕 |
| | ・バス・タクシー等における交通DX・GXの推進 |
| | ・地域公共交通再構築事業(社会資本整備総合交付金) |
| | ・鉄道・タクシーの協議運賃制度の創設 |
| | ・協議運賃制度の活用方法 |
| | ・運賃等の協議の取り扱いの変更(運賃協議会) |
| | ③地域公共交通計画の役割 |
| | ・総合連携計画・網形成計画から地域公共交通計画へ |
| 5 主な内容 | 計画策定と地域公共交通への補助要件の変更 |

- ・地域公共交通計画に記載すべき事項
- ・移動する目的によって異なる交通圏・生活圏
- ・移動の仕組みの分類
- ・その仕組みを選ぶ理由は何か?
- ・地域に合わせた交通サービスの組み合わせ
- ・交通サービスの組み合わせの事例 [豊岡市]
- ・公的負担の数値目標の設定
- ・評価と改善のサイクル
- ④地域公共交通計画策定時/見直し時のポイント
 - ・地域公共交通計画の策定状況
 - ・補助金をもらうためのアリバイの計画
 - ・目次だけでも読み取れることは多い
 - ・資料編の使い方 [久留米市地域公共交通網形成計画改訂版]
 - ・公共交通があるから住んでみたい街になる
 - ・事業と目標の関係性
 - ・「検討する」計画と「実施する」計画
 - ・事業スケジュールと指標の設定
 - ・実績値と評価の考察
 - ・評価指標の捉え方
 - ・ 計画策定に必要な要素
 - ・地域公共交通のトリセツ(取組説明書)はじめました
 - ・「地域で考える移動の仕組み8STEP」書きました

地域公共交通の取扱説明書ならぬ「取組説明書」を教えて頂きました。

ステップ①現状を把握し、方向性を描く ②「移動手段」には何があるか.

6 所感、提言事項

課題等

を確認 ③合意を得るための土台づくり ④困っている人の量と質の把握 ⑤サービスの「あたり」をつける ⑥具体的なサービスの設計 ⑦実施体 制を構築する ⑧取り組みの評価と改善 以上の8ステップを進めるには 実施主体、自治体、交通事業者、住民がそれぞれの行動リストを作成し、 状況に応じた取り組みが必要です。ステップ①~③が「下準備」④がリサ

ーチ⑤~⑦が設計と組み立てという感じで、サービス開始までには7つの

ステップを踏まなければならない。サービスが開始されたら、⑧は評価と

改善すべき点が見つかれば直していく必要が解ってくる。やはり真剣に

取り組むには、数年の期間が必要であることが解る。